

check!

障がい者(児)福祉のしおり

手当や助成、その他福祉サービスについての情報が載っています。なお、「福祉のしおり音声版(CDとデジ版)」は、区役所、出張所で配布しています。ホームページからpdfがダウンロードできます。



① 手当

 特別兒童扶養手当

内 容 心身に重度または中度の障がい(身体、知的、精神)のある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給

対象の目安

- ▶ 1級障がい(身障手帳1、2級の一部 療育手帳[A])
- ▶ 2級障がい(身障手帳3、4級の一部 療育手帳[B]の一部)
- ▶ 上記と同程度以上の状態にある方(精神障がいなど)

お問い合わせ

各区役所健康福祉課障がい福祉係 出張所(江南区、秋葉区、南区および西蒲区の出張所を除く)(P79、80参照)

check!

- ▶ 所得制限あり
- ▶ 対象児童が児童福祉施設(通園施設を除く)などに入所しているときは受給できません。
- ▶ 対象児童が障がい年金などを受給している場合は受給できません。

障害児福祉手当

内 容 20歳未満の重度障がい児に対して、障がいによる特別の負担を軽減するために手当を支給

対象の目安

- ▶ 身障手帳1、2級の一部
- ▶ 療育手帳「A」の一部
- ▶ 上記と同程度以上の状態にある方(精神障がいなど)

お問い合わせ

各区役所健康福祉課障がい福祉係 出張所(江南区、秋葉区、南区
および西蒲区の出張所を除く)(P79、80参照)

check!

- ▶ 所得制限あり
- ▶ 施設入所者は受給できません。
- ▶ 対象児童が障がい年金などを受給している場合は受給できません。

② 障がい者手帳

 身体障害者手帳

内 容 身体に障がいのある方が各種障がい福祉サービスを受けるために交付される手帳

お問い合わせ

各区役所健康福祉課障がい福祉係 出張所(江南区、秋葉区、南区
および西蒲区の出張所を除く)(P79、80参照)

療育手帳

内 容 知的障がいのある方が各種障がい福祉サービスや一貫した指導・相談を受けやすくするために交付される手帳

お問い合わせ

各区役所健康福祉課障がい福祉係 出張所(江南区、秋葉区、南区
および西蒲区の出張所を除く)(P79、80参照)

精神障害者保健福祉手帳

内 容 精神疾患が継続し、障がいの状態にある方に対して、その障がいの程度に応じた障がい福祉サービスを受けるために交付される手帳

お問い合わせ

各区役所健康福祉課障がい福祉係 各地域保健福祉センター(P79、80参照)

・〈以下は広告スペースです〉



おいしい！ 楽しい！ 新潟を遊ぼう！

Local is fun!

日刊にいがた

WEBタウン情報

Local is fun!

こちらを
読み取ってね



<https://tjniigata.jp/>

新潟の
おでかけネタを
毎日発信！

- ☒ グルメ
- ☒ おでかけ
- ☒ イベント情報




SNSでも情報発信中！

月間120万PV!!
おかげさまでページビューがぐんぐん伸びてます！

株式会社ジョイフルタウン 〒950-0985 新潟市中央区和合町2-4-18 TEL.025-288-1773

③ 相談

相談全般

発達の遅れや養育上の悩みに、医師・児童心理司・児童福祉司などの専門スタッフが相談に応じ、療育に関する助言・障がい程度の判定・利用できる福祉サービスの紹介などの支援をします。また、家庭での養育が困難な場合には、児童福祉施設等の社会的養護を検討します。

お問合せ 児童相談所 025-230-7777

総合相談

障がい福祉サービスの情報提供をはじめ、地域生活を送るうえでのさまざまな相談に応じています。障がいの種類や年齢などは問いません。また、すべてのセンターに障がい児支援コーディネーターを配置しています。

連絡先	相談日
障がい者基幹相談支援センター東 東区役所1階 025-250-2315 025-250-7706(FAX)	月～金曜 8:30～17:30 祝日・年末年始除く
障がい者基幹相談支援センター中央 新潟市総合福祉会館1階 025-248-7171 025-385-7931(FAX)	
障がい者基幹相談支援センター秋葉 秋葉区役所2階 0250-25-5661 0250-47-7106(FAX)	
障がい者基幹相談支援センター西 西区役所3階 025-264-7468 025-378-3342(FAX)	

各種福祉サービスの相談

障がいの程度、内容により利用できる福祉サービスが異なりますので、ご相談ください。

お問合せ

各区役所健康福祉課障がい福祉係(P79、80)

発達とことばの相談

就学前のお子さんの発達が気になる、集団生活にうまく適応できない、ことばの遅れが心配などの相談に応じ、その支援を考えます。

対象 小学校入学前の乳幼児

お問合せ

▶新潟市立児童発達支援センター

「こころん」(発達相談) 025-247-6532

月～金曜 8:30～17:30 土曜 8:30～12:30

※来所相談は予約制

▶新潟市豊栄幼児ことばの相談室 025-386-1110

月～金曜 8:30～17:00(かやま保育園併設)

就学相談

小学校の入学に際し、お子さんの発達の様子について気がかりなことがある方を対象に、随時、就学に関する相談を行っています。お子さんにあった教育環境や教育的サービスが受けられるように、早めの相談をお勧めします。心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

お問合せ 各区教育支援センター(P79、80)

特別支援教育課 025-226-3267

発達障がいの相談

専門相談員が乳幼児から成人までの発達障がいのある方とその家族・支援者からの相談に応じます(予約制)。また、必要に応じて心理・発達検査を実施するほか医療相談も行います。

お問合せ 新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」

025-234-5340 025-234-5344(FAX)

check!

発達障がいについては、P69にも掲載しています。

〈以下は広告スペースです〉

あなたの暮らしにそっと寄り添う
にいがたの良いもの

&Niigata

スマートフォンからのアクセスはこちらからどうぞ ▶

Yahoo!ショッピング内「& Niigata」 <https://store.shopping.yahoo.co.jp/doc-furusatowari/>



4 新潟市口腔保健福祉センターの特別診療(予約制)

 新潟市口腔保健福祉センター 025-212-8020

内容 障がい(障がいのあるお子さんも利用できます)や高齢などのために一般の診療所での診療が困難な方を対象とする歯科診療など(予約制)。

診療 歯科診療、口腔内の疾患に関する指導・相談、摂食嚥下機能(食べて飲み込む機能)のリハビリテーション

診療時間 平日の火曜、水曜、金曜:14:00~17:00
平日の木曜:9:00~17:00

所在地 新潟市総合保健医療センター4階
(中央区紫竹山3-3-11)

5 短期入所(宿泊)・日中一時支援(日帰り)

内容 保護者の病気などの理由で家庭で介護ができない時、施設などを一時的に利用できます。

対象 障がい者手帳を持つ児童などで、入浴、排せつ、見守りなどの支援を必要とする方

お問合せ 各区役所健康福祉課障がい福祉係(P79、80参照)

check!

- ▶利用のためには、前もって申請を行い、決定を受ける必要があります。
- ▶利用日数は原則月7日以内です。

6 障がい児通所支援

児童発達支援センター

内容 発達に心配のある就学前のお子さんに対し、毎日の生活や遊びを通して専門的な支援を行います。

実施施設 新潟市立児童発達支援センター「こころん」(通所支援)025-247-6531 定員50名

お問合せ 実施施設または、各区役所健康福祉課障がい福祉係(P79、80参照)

児童発達支援・放課後等デイサービス

内容

- ▶児童発達支援:療育が必要と認められる就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。
- ▶放課後等デイサービス:療育が必要と認められる就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

お問合せ 各区役所健康福祉課障がい福祉係(P79、80参照)

保育所等訪問支援

内容 保育所などを訪問し、障がい児に対して専門的な支援などを行います。

お問合せ 各区役所健康福祉課障がい福祉係(P79、80参照)

check!

施設一覧などは「障がい者(児)福祉のしおり」をご覧ください。

7 自立支援医療

育成医療

内 容 18歳未満の身体に障がいのある児童が指定医療機関で、手術などにより障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の助成があります。

対 象 18歳未満のお子さんで、手術などの治療をする場合

自己負担額 原則、医療費全体の10%
(保護者の市民税額などに応じて負担上限あり)

お問合せ こども家庭課 025-226-1205

精神通院医療

内 容 てんかん、発達の遅れなどの通院治療にかかる医療費の自己負担を軽減する制度です。

対 象 てんかん、発達の遅れなどの精神疾患のため、継続して通院が必要な場合

自己負担額 原則、医療費全体の10%
(保護者の市民税額などに応じて負担上限あり)

お問合せ 各区役所健康福祉課障がい福祉係 各地域保健福祉センター(P79、80)

8 小児慢性特定疾病治療の医療費助成

問 こども家庭課 025-226-1205

内 容 18歳未満の児童で、国で定められた特定疾病にかかった場合、医療費の助成が受けられます。ただし、各疾病に認定基準があります。

自己負担額 医療費の20%
(保護者の市民税額などに応じて負担上限あり)

申 請 各区役所健康福祉課

9 難病等治療研究通院費

問 保健所保健管理課 025-212-8183
各区役所健康福祉課

内 容 小児慢性特定疾病医療受給者証または特定医療費(指定難病)受給者証を持っているお子さんの通院にかかる費用を助成します。

対 象 ①6歳以上の在宅療養中の方
②受給資格を得てからその疾病のために寝たきり(日常生活を送るために介助が必要)の状態が6か月以上継続している方

支給額 月額4,000円(3～8月の通院:9月末までに申請)
(9～2月の通院:3月末までに申請)

※通院状況に応じて支給します。

申し込み 保健所保健管理課、各区役所健康福祉課

※他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

10 こどもの発達が気になるときは

気になる行動・反応はありませんか？

乳幼児期

- ▶ ことばが遅い
- ▶ 決まった遊びしかない
- ▶ 声をかけても反応しない
- ▶ 視線が合わない、合いにくい
- ▶ 少しの間もじっとしてられない
- ▶ 友達やきょうだいで遊んでいて手を出すことが多い など

小学生以上

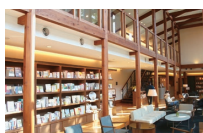
- ▶ 読み書きが苦手
- ▶ あいまいな表現が理解できないこともある
- ▶ 忘れ物が多い
- ▶ 片付けや整理が苦手
- ▶ 人に合わせて行動することが苦手
- ▶ 仲間を作ることが苦手
- ▶ 先生の話が聞けない
- ▶ じっとしてられない
- ▶ 急な変更があると対応できない
- ▶ 周りの子に比べ不器用で、できないことが多い
- ▶ 友達とのトラブルが多い
- ▶ 反省するが、またすぐ同じことを繰り返してしまう など

《次ページへつづく》

〈以下は広告スペースです〉

2025
JOYFUL TOWN
50th
ANNIVERSARY

今年、
月刊にいがたは
50周年を迎えます！



もっと! 新潟を楽しむためのエリアマガジン

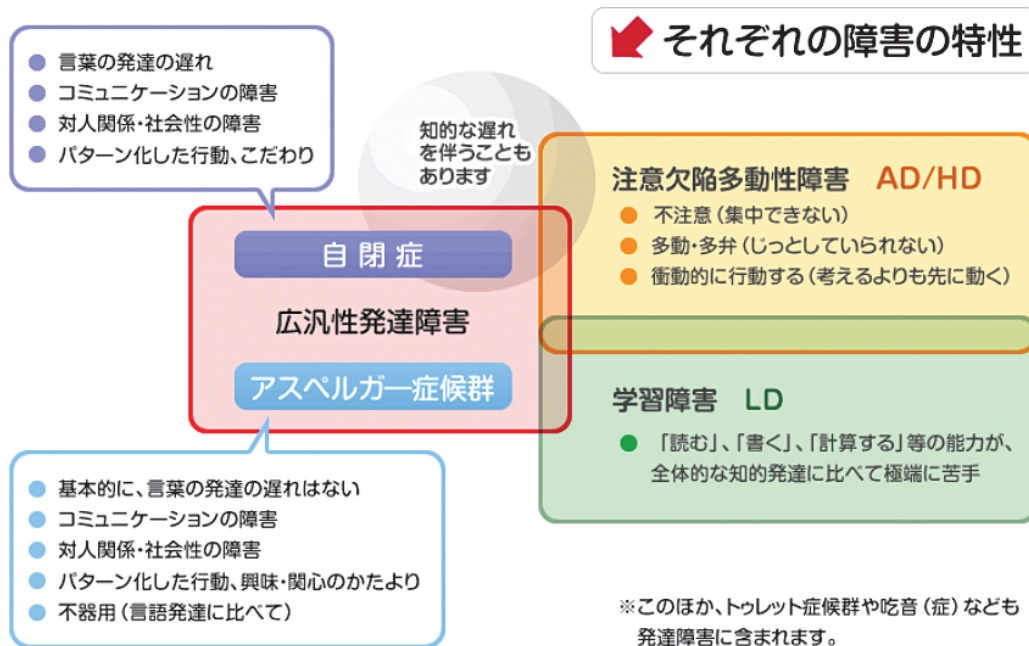
Local is fun!
月刊にいがた

毎月25日発売

お問い合わせ ジョイフルタウン
月刊にいがた編集部 tel.025-288-1773

発達障がいとは？

発達障がいは、脳機能の発達に関係する障がいです。家庭のしつけや教育の問題ではなく脳機能の障がいで、また、複数の障がいが重なって現れることや、障がいの程度や年齢、生活環境によっても症状が異なります。発達障がいは多様であることをご理解ください。



出典 政府広報オンライン (<http://www.gov-online.go.jp/useful/>)

相談してみましょう

- ▶ 発達の遅れや養育などについて 児童相談所 025-230-7777
- ▶ 未就学児の発達やことばの遅れについて 児童発達支援センター「こころん」(発達相談) 025-247-6532
- ▶ 発達障がいについて 新潟市発達障がい支援センター「JOIN (ジョイン)」
025-234-5340 025-234-5344(FAX) Email: join@major.ocn.ne.jp
- ▶ そのほか、P75～77を参考に各窓口へご相談ください。

発達支援コーディネーター

市内の保育園、幼稚園、認定こども園では、園児たちがその子らしく安心して過ごし、夢中になって楽しく遊べるように配慮しています。また、新潟市では保育士等を対象に「発達支援コーディネーター研修」を実施するなど、専門的な知識をもとに一人ひとりのこどもの成長に応じた支援を行うための体制づくりを進めています。お子さんの心身の発達で気になることがあったときや悩んだときは、保育園、幼稚園、認定こども園の発達支援コーディネーターにご相談ください。

（以下は広告スペースです）

社会福祉法人 笑顔の会

エンジェル児童療育教室

新潟市中央区堀之内南1-18-19
025-384-4228

エンジェル西療育教室

新潟市西区小瀬778
025-378-0619

詳しくはHPをご覧ください！

このようなことはありませんか？

- 言葉がなかなか出ない、増えない。
- こちらが話していることが伝わりにくい。
- 上手に友だちと遊べない。
- 食事、排せつ、着脱などの生活習慣がなかなか身につかない。
- なかなか歩かない。動きがぎこちない。
- 落ち着かない。

まずはお気軽にお問い合わせください。